

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和6年9月20日

京都市長 松井孝治

1 許可年月日及び許可番号

令和6年6月3日 第977号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区（伏見西部第五地区土地区画整理事業による仮換地）第31ブロック西海17、西海18、西海31・31-2、西海33、西海51及び西海52

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区横大路菅本2番地58

株式会社五健堂

代表取締役 蓮尾拓也

(都市計画局都市景観部開発指導課)